

## Ⅱ 適用額明細書の記載(入力)要領等

### 1 書面で提出する場合の記載要領

「適用額明細書」の記載に当たっては、以下のとおり別表一の二(一)等の記載内容のうち、青の網かけ部分を「適用額明細書」に転記してください。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る記載要領については、P15以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

#### <記載例>

別表一の二(一)次葉…中小企業者等である連結法人の法人税率の特例

別表十六(七)…中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

#### 【別表一の二(一)の記載内容】

① 平成31年2月28日 ② 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話(03)3581-4161 ③ 株式会社 国税商事 ④ 9999999999999999 代表者 記名押印 国税 太郎 住所 東京都中央区築地5-3-1		⑦ 00123456 ⑧ 100,000,000円 ⑨ 0456789	別表一の二(一) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書1普通法人
⑤ 平成30年01月01日 平成30年12月31日	連結事業年度分の法人税連結確定申告書 課税事業年度分の地方税法連結確定申告書 (連結中間申告の平成年月日)	適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」を○で囲んでください。	
⑥ 50000000	⑩ 8,000,000		

#### 【別表一の二(一)次葉の記載内容】

外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳	連結事業年度等 30・1・1 30・12・31	法人名 株式会社 国税商事	別表一の二(一)次葉 平成三十・四・一以後終了連結事業年
法人税 外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額(別表十七(三)の十二)「7」) 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	<記載の手引の掲載内容(概略)> ⑩ 「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の8第1項第1号」 「区分番号」欄: 「10369」 ⑪ 「適用額」欄: 「50」欄の金額		
⑫ (1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額 50 8,000,000	(50)の15%相当額 54 1,200,000		
(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1) - (50) 51 42,000,000	(51)の23.4%又は23.2%相当額 55 9,828,000		

【別表十六(七)の記載内容】

① 御注意 この表は、資産の場合に御使用 これに当期の月	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書			事業年度又は連結事業年度	30・1・1 30・12・31	法人名	株式会社 国税商事	別表十六(七) 平三十・四・一	
	資産区	種別	1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品			
	構造	2	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器				
細目	3	電子計算機	複写機	その他の事務機器					
<記載の手引の掲載内容(概略)> ⑬ 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の102の2第1項」 「区分番号」欄：「10274」 ⑭ 「適用額」欄：「8」欄の金額 → ⑮ 630,000円									法 0301-1607

【適用額明細書への転記後のイメージ】

様式第二

平成31年2月28日

① 麴町 税務署長殿

自平成 30年 01月 01日  
至平成 30年 12月 31日

連結事業年度分の適用額明細書  
(当初提出分・再提出分)

納税地 ② 東京都千代田区霞が関3-1-1  
電話(03) 3581-4161

③ 株式会社 国税商事

法人番号 ④ 9999999999999999

期末現在の資本金の額又は出資金の額 ⑧ 1000000000

連結所得金額又は連結欠損金額 ⑥ 500000000

連結グループ整理番号 ⑨ 0456789  
連結親法人整理番号 ⑦ 00123456

提出枚数 01枚 うち 01枚目

事業種目 医薬品卸売業 業種番号 35

提出年月日 平成 年 月 日

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑩ 68条の8第1項第1号	⑪ 10369	⑫ 8000000
⑬ 68条の102の2第1項第号	⑭ 10274	⑮ 630000

(参考) 区分番号「10567」のように「租税特別措置法の条項」欄に「平成30年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に記載してください。

<記載例>

租税特別措置法の条項
平成30年旧措置法
第68条の10第1項第号

## ○ 「適用額明細書」の記載に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。
- (2) 「提出枚数」欄には、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを記載してください。
- (3) 「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」欄は、別表一の二(一)等の「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」欄に印字された番号を記載してください。

(参考) 別表等の送付を希望しない法人で「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」が不明な場合には、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」(前年にe-Taxをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されます(P11の「(参考1) 『申告のお知らせイメージ』」))をご参照ください。

### 「申告のお知らせ」イメージ

【所管】 1【業種目】 3500【概況書】 00【要否】

※確定申告書の提出の際には、このお知らせも併せて提出してください。 別表一の二(一) 連結申告用

東京都千代田区霞が関3-1-1  
株式会社 国税商事

代表取締役 国税 太郎 殿  
203-0000 00123456

連結グループ整理番号 0456789

上記の番号は、貴連結法人(連結グループ)の整理番号です。税務署ではこの番号によって書類の整理を行っています。

連結親法人整理番号

<< 申告のお知らせ >> 麹町 税務署長

平成30年 1月 1日  
平成30年12月31日 連結事業年度分及び課税事業年度分の連結確定申告について

- (4) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。  
(参考) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一の二(一)等の「業種目」欄に印字された数字の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
- (5) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
  - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。  
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
  - ② 「連結所得金額又は連結欠損金額」欄の記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。
  - ③ 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後に開始する連結事業年度について記載する必要があります。
- (6) 記載を了した「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んで提出してください。
- (7) OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。
- (8) 法人税関係特別措置の適用を受けない場合には、適用額明細書の提出は不要です。